

WTO 閣僚会議の成果と課題

小堀 深三

初めに

2001年11月中東のカタールの首都ドーハで開催されたWTO第4回閣僚会議には、WTO史上最多の142カ国が参加した。その前のウルグアイ・ラウンド交渉は、1986年9月に南米ウルグアイのブタ・デル・エステの閣僚会議からスタートし、終結は1994年4月のモロッコのマラケシュ閣僚会議であったので、今回のドーハは7年ぶりの新ラウンドの立ち上げになる。ウルグアイ・ラウンド参加国は124ヶ国であったのに対し、今回のドーハ会議参加国は142ヶ国に膨れあがっている。1947年に開かれた第一回一般関税交渉から1961年の第5回までは、参加国は20から30カ国程度の、主として関税引き下げが中心の小規模の国際会議であった。それに対し、初めてラウンドと呼ばれるようになったケネディ・ラウンド(1964年～67年)の参加国でも46カ国に過ぎなかった。

ドーハの閣僚会議について、事前の見通しは必ずしも明るいものではなかった。一つには、参加国数が多いWTO会議の意思決定は、すべてコンセンサス方式で行われるために、意見調整が難しいこと、それにもまして、参加国の大多数を占める途上国と伝統的加盟国の先進国の間に、多くの対立する問題点があったことが挙げられる。いわゆる、Deal Brokerより、遥かにDeal Breakerが多い国際会議が予想されていた。例えば、インドは、ぎりぎりまで、強力なDeal Breakerであった。

英国のThe Financial Timesは、閣僚宣言発表直後の社説で、インドを“The worst villain”呼ばわりしていた。暗い見通しの理由の二番目には、1999年11月に開催が中断されるという歴史的な大失態を演じてしまったシヤトルWTO閣僚会議を境に、大きく世界経済・政治面で脚光を浴びてきた、反グローバル化のNGO(非政府機関)運動が、世界銀行や国際通貨基金と並んで、WTOを批判の標的にし始めたことである。WTOを企業資本主義の利益代表と決めつけている反グローバル化運動のNGOが少なくない。貿易自由化やグローバル化の恩恵が先進国や多国籍企業に偏って享受され、途上国には、前回のウルグアイ・ラウンドで先進国が約束した途上国輸出にたいする市場開放が極めて不十分だとする不満が鬱積している。NGOはそれらの不満の代理人をもって自任している場合が少なくない。

ドーハの会議は、会議終了予定日をほぼ丸一日オーバーして、閣僚宣言合意に漕ぎ着けた。失敗をまぬかれたという意味で成功だったと評価できる。WTO関係の専門家に言わせれば、今回の閣僚宣言は、1989年9月のウルグアイ・ラウンドを発足させたブタ・デル・エステ宣言の内容に比べると、遙かに曖昧で、薄い内容とされており、この宣言で、果たして新ラウンドがどんな形でまとまるのか危惧する声もある。一部新聞報道の表現を借用すれば、“同時不況回避へ薄水合意”だった。

閣僚宣言では、ラウンドではなくて、“作業計画”(Work Programme)の表現が使われており、その交渉期限を2005年1月1日に設定している。会議の成功の裏には、アメリカがDeal Brokerの役割を果たしたことも評価されてよい。9月11日の米国同時多発テロによってアメリカ及び世界の経済が危機的状況に見舞われているだけに、一層世界貿易自由化の促進の必要性をアメリカ政府が認識していることが読み取れる。憂慮されたシアトル型の暴力的で無政府的なNGOデモも、テロ厳戒警備体制下のドーハでは殆ど行われなかったことも、会議運営を助けたことになった。一部には反グローバル化を標榜するNGO運動そのものが、9月の同時多発テロ以降、組織の性格と戦略の変更を迫られているとの見方も出てきている。

1. 閣僚宣言の関心項目についてのコメント

今回のドーハ閣僚会議は、その前のウルグアイ・ラウンド交渉に比べ、参加途上国の数が多いだけではなく、途上国が交渉に積極的に参加したことが特記事項として挙げられる。従来、先進国中心の少数に限られた加盟国メンバーが参加した密室協議を通じて実質上の意思決定がなされてきたことは、WTO運営の透明性欠如として途上国やNGOの強い批判を受けてきた。今回は、WTO事務局のドーハ準備作業段階から、途上国は積極的に参加してきたし、途上国ラウンド的性格を強く打ち出すような努力が先進国側でも見られた。ドーハでの閣僚会議の席上でも、途上国の発言が格段と多かったと報道されている。

(1) 農業

農業分野はウルグアイ・ラウンド合意(農業協定第二十条)に基づいて、2000年初めから、サービス分野と並んで、すでに交渉が始まっ

ている。従って、ドーハの閣僚宣言もその延長戦上に位置付けられる。今回は、農業協定の三本の柱である市場アクセス、輸出補助金、国内助成の各分野の保護水準削減に関する包括的な交渉を行うことに合意が成立した。特にEUの反対が強かった輸出補助金削減については、“段階的撤廃を視野にいれて”という文言を閣僚宣言に挿入することによって妥協と合意が成立した。しかしながら、オーストラリア、ニュージーランド等の農産物輸出国で構成しているケアンズ・グループ諸国が主張している農業と他産業との差別撤廃(農工一体論)は盛り込まれなかったし、交渉結果の先取り(具体的達成水準)明示のケアンズ・グループ諸国主張も取り上げられなかった。交渉の形態については、2003年3月31日までに決定し、今回の第5回閣僚会議までに包括的なオファーを提出することになった。今回の農業分野の合意を、アメリカのゼーリック通商代表はアメリカ農業輸出にとって画期的な成果と評価(自画自賛?)している。

日本も農産物市場開放で目に見える形での譲歩を迫られることになろう。結局、日本農業は、WTOと対立ではなく、WTO交渉をうまく取り込むことによって、自らの構造改革を進めて行くことになるのだろう。WTOベースの多角的貿易交渉と平行して、日本政府が推進中の二国間自由貿易協定(FTA)交渉でも、農業分野がネックになっている。FTA交渉において、他の分野で合意しても、農業問題が障害になって頓挫するおそれがある訳である。農産品貿易を無視・除外できるFTA相手国は、シンガポール以外に殆ど見当たらない。

(2) 医薬品アクセスと知的財産権

今回の合意のなかで、最も注目を浴びているのは、“TRIPS協定と公衆衛生に関する宣

言”である。TRIPS協定とは、前回のウルグアイ・ラウンドで、すべての参加国を法的にしばる一括受託協定（シングル・アンダーテイキング）として締結された“知的財産権の貿易関連の側面に関する協定”のことである。

今回の宣言はエイズ、マラリア、結核などの感染症といった途上国を苦しめている公衆衛生の問題に対するTRIPS協定の適切な対応についての合意である。具体的には、感染症の治療薬を途上国患者が入手可能な価格で供給できるようにするため、先進国医薬品メーカーの持つ特許権を強制的に途上国に供与できるよう、TRIPS協定を柔軟に解釈することが合意された。途上国の現地の医薬メーカーは、特許法違反で提訴されることなく、先進国医薬品メーカーのコピー薬を生産・供給できることになる。特許権は新薬の研究開発に不可欠な制度であるとの従来の医薬品メーカーの主張が、途上国の公衆衛生上の主張に譲歩した形になり、途上国の歴史的勝利例として大きく評価されている。TRIPS協定が、そもそも繊維分野での多国間繊維取り決め（MFN）の廃止と引き換えに、アメリカがイニシアティブをとって、途上国に認めさせたものであり、医薬品メーカーのロビーイングの圧力も無視できなかつた。

この歴史的譲歩は、“国境なき医師団”やOXFAMなどのNGOとインド、南アフリカ、ブラジル、タイなどの医薬品産業を持つ途上国やサハラ以南アフリカ諸国が中心になって実現したもので、今回のドーハ宣言のなかでも、大きな目玉と考えられている。

治療薬の特許権問題が途上国に有利に解釈されるからといって、途上国の感染症の絶滅に直結するものではない。治療薬の投薬や医療設備それに、根底にある貧困が経済成長により改善される必要があるのは勿論であるが、今回の合意はアメリカの政治的譲歩によると

ころが大きい。そのアメリカでも、政府が炭そ菌治療薬メーカーであるドイツのバイエル社の特許を事実上無視して、低価格で大量のコピー薬を第三者のメーカーから購入しようとした動きがあった。本件はバイエル社の大幅値引き価格条件で、バイエル社から購入が決まったが、特許至上主義、プロ・パテント国アメリカの緊急事態時における予想外のきわめて政治的な対応として、今回のドーハ合意にも影響を与えた。

（3）WTOルール

ダンピング防止協定、補助金、相殺関税協定の規律の明確化および改善について交渉することに合意が今回成立した。アメリカが譲歩した今ひとつの項目であるが、アメリカ議会、特に下院の多数派である民主党は、このルール見直し合意に批判的である。さらにアメリカ産業界では、ダンピング措置による提訴を乱発している鉄鋼業界が批判的であるのに対し、安い輸入品を歓迎する鉄鋼製品需要者は前向きに評価している。アメリカ国内の微妙な背景も反映して、このWTOルールの交渉は二段階方式で行われる。したがって、反ダンピング措置が実質的にどこまで歯止めをかけた変更が可能になるのかは、今後の交渉を見守る必要がある。

国内産業の保護を目的にしたセーフガード措置の発動とは違い、反ダンピング措置は相手国に対する補償の提供、相手国による対抗措置の受認が求められていないので、乱用されやすい。

（4）電子商取引

これは、ウルグアイ・ラウンドにはなかつた、新分野の一つである。1998年5月の閣僚会議で決定された電子商取引の作業計画の継続が確認され、2年後の第5回閣僚会議に作業

結果の報告がなされる。また第5回閣僚会議まで引き続き、電子商取引関税不賦課が宣言された。インターネットの利用で、国際電子商取引の利用は、国境を意識することなく取引を実行することが可能になった。この場合、法制度、商慣習の国家間格差が、実質的な貿易障壁となる場合も考えられる。WTOにおける国際電子商取引ルールの策定は、基本的にはサイバースペースにおける、ヒト、モノ、カネ、情報の流通基盤整備である。さらにこの場合、途上国が電子商取引という新しい経済的手段のメリットを確保しつつ、フリーライドの非難を先進国から受けない体制整備をいかに進めるべきかが、課題となる。

2. 今後の課題

当面一番の問題は、いつアメリカ議会が、大統領にファースト・トラック権限を授与する法案を可決・承認するかである。

この論文作成の時点では、アメリカ議会は、大統領に貿易交渉のフリーハンドの権限を与える通商促進交渉権限（ファースト・トラック）授与を議決していない。この権限なしで新ラウンド交渉に臨むことは、アメリカ政府の対外交渉力と説得力を弱めることになるので、アメリカのリーダーシップを絶対必要とする今回の多角的交渉の積極的な進展に水をさす結果になりかねない。WTOの場で労働と環境問題をより明示的に討議することを要求しているアメリカ議会の特に民主党議員たちが、今回のドーハの宣言に盛り込まれた中核的労働基準（閣僚宣言の前文に、国際労働基幹（ILO）の作業に留意する等簡単に言及したにとどまる）の記述や、多国間環境協定（MEAs）とWTOルールとの特定の貿易義務などについての関係の交渉（閣僚宣言の一部

の「作業計画」に明示）を開始することになっている環境問題の今回の措置について、どう判断するかがポイントになる。今回のドーハ宣言で、農業問題の「歴史的成果」をゼーリック通商代表が自画自賛したように見えるのも、実は議会の農業族議員のファーストトラック法案への賛成票を狙った政治的発言とも受け取れる。

他方、労働と環境問題を含めたアメリカとヨルダンの自由貿易協定やベトナムとの貿易協定が、個別にアメリカ議会の批准を無事受けていることも、参考になる。

新ラウンドの効果は、大きく分けて3つある。第一は、ビジネス上の利益である。貿易障壁の低減・撤廃はビジネス環境の予測可能性を向上させ、不確実性を減少させるからである。第二は、国益・市場拡大である。産業競争力向上・消費者利益増大が経済成長の確保につながるからである。最後にグローバルな利益が期待される。世界経済の均等・持続的発展、信頼醸成を通じ世界経済の統合度が一層進むことになる。

ここでも、日本は“Show the flag!”の声に応える必要がある。

以上

追記：2001年12月6日、アメリカ下院本会議は215対214のわずか一票差でファースト・トラック法案を可決した。9月11日の米国同時多発テロがなければ、評決はおそらく逆の結果になったといえよう。僅差で大統領選挙に勝ったブッシュ大統領の運はまだ続いている。

（経営政策学部教授）